

和名ヶ谷小学校P T A規約



和名ヶ谷小学校P T A

和名ヶ谷小学校PTA規約

第1章 名称と所在地

- 第1条 この会は、和名ヶ谷小学校PTAと称す。
この会は同校内（松戸市和名ヶ谷1085）におく。

第2章 目的

- 第2条 この会は、保護者と教師が協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、保護者と教師が共に研修し、よい保護者よい教師になるよう務める。

第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、営利的、宗教的、政治的団体及びその事業には、いかなる関係ももたない。
- 第5条 この会は、自主独立の団体であって、他のいかなる団体や機関の支配干渉も受けない。
- 第6条 この会は、学校の人事その他の管理に干渉しない。

第4章 活動

- 第7条 この会は、第2章の目的を達成するために、次の活動をする。
1. 家庭と学校の連絡提携及び生活指導等の助成に関すること。
 2. 学校設備の広充と環境設備に関すること。
 3. 会員相互の研修や新睦に関すること。
 4. その他、教育の向上発展のために必要と認められること。

第5章 会員

- 第8条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する職員とする。
- 第9条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第10条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 第11条 この会の会員は、所定の保険に加入しなければならない。

第6章 会 計

- 第12条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第13条 会費は月額1家庭200円とし、和名ヶ谷小学校へ業務委任のもと校納金と同時に12か月分を一括引き落としとする。転入出の際は月割りとする。
- 第14条 保険額は、PTA会費に含む。
- 第15条 この会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行う。ただし、年度の中途に、運営委員会にはかって、予算補正をすることができる。
- 第16条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員・委員・監査

- 第18条 この会の役員と委員と監査は、次の通りとする。
1. 〈役員〉

会 長	1名		
副会長	2名以上	会 計	2名以上（内1名は学校職員）
書記	1名以上	情報管理	1名以上
 2. 〈運営委員〉

役 員	6名以上		
学級代表	各学級1名	学校職員代表	2名
 3. 〈委 員〉

学級代表委員は、各学級から1名
和小まつり実行委員は、各学級から3名
 4. 監 査 2名
- 第19条 役員、委員、監査の任期は1年とするが、再任することができる。欠員を生じた時は補欠とし、その任期は前任者の在任期間とする。
- 第20条 会長は、次の職務を行う。
 1. 会務を統括し、その会を代表する。
 2. 総会・役員会・運営委員会・その他の委員会を招集する。
- 第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第22条 書記は、会長の指示に従って、本会の庶務を行う。会議や活動の記録、通信文章等を整理し保管する。
- 第23条 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計の処理をする。定期総会において決算報告をする。
- 第24条 会計監査は、この会の経理について監査し、総会に報告する。

第8章 役員・委員・監査の選出

- 第25条 役員および監査は、下記により選出する。
1. 役員および監査は、役員選考担当により候補を選考し、総会で決定する。
 2. 役員選考担当は、学級代表より選出された数名とする。
 3. 学年代表は、学級代表委員が互選し、その中より学年委員長1名を選出する。
 4. 学校職員代表は、校長の推薦による。

第9章 会 議

- 第26条 この会に次の会を置く。
1. 総 会
 2. 役 員 会
 3. 運営委員会
 4. 学年委員会
- 第27条 総会は、最高の議決機関で、定期総会と臨時総会がある。
1. 定期総会は、4月に開催し、前年度の決算報告、活動報告、新年度の役員と監査の選出、予算(案)、活動内容(案)、規約の改正、その他の必要事項について審議し決定する。
 2. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上からの申し出があった時に会長が招集する。
- 第28条 総会は、出席者及び委任状を含む会員の3分の2以上の数をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意により決定する。
- 第29条 役員会は、会長が招集し、この会の運営に必要な事項を協議企画し、極めて緊急な事項を処理する。
- 第30条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第31条 運営委員会は、次の構成員による。
1. 役 員
 2. 学級代表
 3. 学校代表
- 第32条 運営委員会の任務は次の通りとする。
1. 役員会及び各委員会から提出された議案の審議決定
 2. 各会の連絡調整
 3. 学校の環境整備に関する協力
 4. その他の緊急事項の処理
- 第33条 学年委員会は、各学級代表委員で構成し、学級活動の連絡調整及び学年相互の共通理解をはかる。
- 第34条 学級代表委員の役割は、次の通りである。
1. 広 報 担 当 広報紙『わながや』の発行
 2. 校外対策担当 児童の校外生活の環境整備
 3. 役員選考担当 次年度総務役員の選考
- 第35条 校長は、この会と学校運営の調整のため、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第10章 付 則

第36条	この規約は平成27年4月22日に実施する。			
	規約の作成	昭和52年	4月28日	
	改 正	昭和55年	4月28日	
	”	昭和60年	4月20日	
	”	昭和61年	4月19日	
	”	昭和62年	4月18日	
	”	平成元年	4月15日	(第9章 第26条)
	”	平成2年	4月14日	(第6章 第16条)
	”			(第9章 第33条)
	”	平成3年	4月13日	(第6章 第12条)
	”	平成4年	4月18日	(第8章 第23条)
	”	平成5年	4月17日	(第9章 第24条、第35条、 第36条、第37条)
	”	平成7年	4月15日	(第2章 第2条、第3条)
				(第5章 第8条)
				(第7章 第16条3項)
	”	平成8年	4月20日	(第9章 第33条2項)
	”	平成9年	4月19日	(第9章 第25条1項、 第33条、134項)
				(第6章 第12条)
				(第8章 第23条3項)
				(第9章 第34条)
	規約の追記	平成10年	4月18日	(第5章 第11条)
				(第6章 第14条)
	改 正	平成11年	4月17日	(第6章 第14条)
	”	平成12年	4月15日	(第6章 第13条、第14条)
	”	平成16年	3月11日	(第6章 第18条3項)
				(第9章 第35条)
	”	平成18年	3月15日	(第6章 第18条2項、3項)
				(第9章 第35条3項)
	追 記	平成23年	1月20日	(第7章 第18条1項)
	改 正	平成23年	1月20日	(第7章 第19条)
	改 正	平成27年	4月22日	(第7章 第18条1項、2項)
	改 正	令和5年	12月22日	(第6章 第13条)
				(第7章 第18条1項~3項)
				(第7章 第21条)
				(第8章 第25条1項、2項、 4項、5項)
				(第9章 第26条)
				(第9章 第31条)
				(第9章 第32条)
				(第9章 第33条)
				(第9章 第34条)
				(第9章 第35条)
				(第9章 第36条)
				(第9章 第37条)

和小PTA慶弔内規

- 第 1 条 (趣 旨)
この内規は、会員と児童の慶弔に関する事項を定める。
- 第 2 条 (慶 祝)
1. 学校職員の結婚に際しては祝い金を贈る。(5,000円)
2. その他慶祝(学校職員の受賞や子女の出産等)に際しては、
必要がある場合には、運営委員会で決める。
- 第 3 条 (送 別)
必要がある場合には、運営委員会にはかって決める。
- 第 4 条 (見 舞)
会員の1カ月以上にわたる病気や障害による入院の場合は、代表が見舞いをする。(5,000円)
- 第 5 条 (弔 慰)
1. 会員死亡の場合は、香典を贈り代表が弔問する。(10,000円)
2. 学校職員が死亡した場合は、10,000円の香典に花輪をそえて、
代表が弔問する。
3. 学校職員の配偶者や父母(養父母を含む)及び子女死亡の場合は、
香典を贈り代表が弔問する。(5,000円)
- 第 6 条 (児 童)
1. 6年生が卒業するときは、記念品を贈る。
2. 特別な善行をしたときは、運営委員会にはかって顕彰する。
3. 不慮の事故にあった場合は、入院1週間以上3,000円の見舞いをする。
4. 児童死亡の場合は、香典を贈り、代表が弔問する。(5,000円)
- 第 7 条 (経 費)
この内規に必要な費用は、本会計の慶弔費による。
- 第 8 条 (附 則)
1. 特別な場合は、運営委員会にはかって、そのつど決める。
2. この内規の改廃は、運営委員会で行う。なお、内規の適用は、
平成31年度4月26日からとする。

内規作成	昭和52年	4月28日
	昭和55年	4月28日
	昭和59年	4月12日
	昭和59年	9月7日
	平成3年	4月13日
	平成7年	4月15日
	平成8年	4月20日
	平成9年	4月19日
	平成14年	4月19日
	平成31年	4月26日